

令和8年第5回東京都北区教育委員会臨時会

会議月日	令和8年5月27日（水）午後1時30分		
開催場所	北区教育委員会室		
出席委員	教育長 福田 晴一	委員 本間 正江	委員 川 染 誉市
	委員 宮川 淳子	委員 高橋 勇市	
	委員 長谷川 勝久		
事務局職員	教育振興部長	教育政策課長	
	学校支援課長	教育指導課長	
	学校改築施設管理課長	飛鳥山博物館長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	請願番号	請 願 内 容	結果
1	1号	教育委員会あて請願の審査（名主の滝公園の文化財登録を目指した調査を文化財審議会に諮ることの請願）について	不採択

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
2	27号	会計年度任用講師の任用等に関する規則の一部を改正する規則	承認

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
3	28号	教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取に対する回答について（令和八年第二回東京都北区議会定例会）（条例関係）	承認

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
4	29号	教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取に対する回答について（令和八年第二回東京都北区議会定例会）（予算関係）	承認

令和8年第5回東京都北区教育委員会臨時会議録

令和8年5月27日(水) 13:30

<p>福田教育長</p>	<p>それでは、これより令和8年第5回北区教育委員会臨時会を開会いたします。出席委員は定足数に達しておりますので、会議は成立しております。</p> <p>初めに、日程第1、請願第1号、「教育委員会あて請願の審査（名主の滝公園の文化財登録を目指した調査を文化財審議会に諮ることの請願）について」です。</p> <p>まずは、事務局より、本件請願の朗読をお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局です。それでは、朗読いたします。</p> <p>請願第1号、「教育委員会あて請願の審査（名主の滝公園の文化財登録を目指した調査を文化財審議会に諮ることの請願）について」。</p> <p>北区教育委員会の皆様には北区の歴史的遺産について、大切に保護・保全していただき区民として心から感謝申し上げます。私たちは令和8年2月北区議会への陳情8第2号「北区内名主の滝公園について、文化財登録を目指し、現況調査を行うよう求める件」の陳情者です。</p> <p>令和8年2月27日文教委員会陳情審査に当たっては、主に「調査を行うことの名主の滝改修工事の進捗」への懸念が多く聞かれました。一方「文化財登録を目指すべきかは区議会ではなく、文化財審議会の所管である。」とのお発言もありました。文教委員の皆様は、文化財登録をしたら全ての工事ができなくなる。」とのお考えであったかもしれませんが、飛鳥山博物館長によると、実際はそうではなく、「バリアフリー工事などは文化財利用という観点からも可能」とのことです。</p> <p>名主の滝公園が北区の重要な歴史的資産であることは紛れもない事実です。景観法の「重要景観公園」に指定され、また、都市公園法の「歴史公園」に分類されています。また、昭和53年、昭和63年、平成12年に行われた環境省の自然環境保全基礎調査、特定群落調査においては、「原生林もしくはそれに近い自然林であるスタジイ林」と評価される良好な樹林地でもあります。北区固有の生物多様性を有する樹林地であることは確かです。</p> <p>また、歴史的にも王子七滝などとして隣接の王子稻荷神社の滝が浮世絵に描かれているなど、江戸の庶民、将軍行楽地飛鳥山、王子権現の続きの樹林地で、明治期に作庭されたという変えられない歴史的価値があります。</p> <p>また、この公園を令和8年1月27日に視察された千葉大学名誉教授、（環境植栽学、元庭園学会会長）も、この公園の価値を「滝の高さが高く、滝口、その他岩組みも素晴らしく、恐らく優秀な庭師の作庭によるものもので、区または都の文化財指定（名勝）相当である」と評されております。「工事により、それらが破壊されることは、文化遺産損失にもなりかねない。」と警鐘を鳴らしていらっしゃいます。樹林斜面に関しても、「枝先端まで健全に育っている樹木は根がしっかりと張っている証拠。多くの地震、台風を経験していて、土砂災害などないということなので、今後も土砂災害は起こらないだろう」と樹林の斜面の健全性に意見を寄せられました。また、計画されている長さ6m杭土補強土法には、周囲に注入するセメント系改良剤での土壌アルカリ化で、樹木衰退の懸念、2028年4月板橋区実施の現場も視察され、ワイヤーは幹に食い込み樹木が不朽するおそれ、マットが低木、地被植生を破壊していることにも言及されました。</p> <p>他区の庭園緑地では、世田谷区等々力溪谷では昭和8年多摩川風致地区指定、昭和32年都市計画決定「風致公園」、昭和49年、世田谷区立等々力溪谷公園、平成11年、等々力不動尊を含め3.5haを都の文化財（名勝）指定を受けています。世田谷区では、平成15年に「等々力溪谷名勝区域保存管理計画」を策定し、それに沿った保存管理計画を行っているそうです。令和5年の倒木により利用を中止し、溪谷再生を目指して、クラウドファンディングふるさと納税を募り、「樹木の根系を大切にして、かつ土壌環境を破壊することのない、斜め木杭などによる地下水の流れを疎外しない工法」（有機土木学会高田造園監修）を選定しました。これにより、樹林の生態系と土砂災害防止をよりよいねいな古来からの工法により実現しています。</p> <p>北区土木政策課でも名主の滝公園が歴史的資産であることを鑑み、再整備計画に臨まれる</p>

<p>福田教育長</p>	<p>お願いします。</p>
<p>飛鳥山博物館長</p>	<p>私から補足説明をさせていただきます。</p> <p>まず、名主の滝公園の概要になります。所在地は北区岸町1-15-25、面積約2.2ヘクタール、区の施設としての開設年度は昭和50年4月になります。公園内の施設につきましては、茶室、集会室、管理事務所、プール等ございました。滝につきましては4か所、男滝、女滝、独鈷の滝、湧玉の滝という形で4か所ございます。公園の存する地形でございます。武蔵野大地の東の端部に位置し、土砂災害特別警戒区域の指定を受けております。</p> <p>これまでの遍歴でございます。名主の滝公園ですが、江戸後期の名主であった畑野孫八の邸内にあった滝と溪流を一般に公開した頃から始まっております。その後、明治期、昭和13年と所有者が変わり、庭園の整備や遊園としての施設整備などが行われております。戦災を受け、遊園が閉鎖し、昭和35年に東京都の公園として整備され、開放され、先ほどのとおり、昭和50年に北区の公園となり現在に至っております。</p> <p>江戸末期から現在に至るまで、行楽施設や公園として維持されている場所ではありますが、所有者が変わるたびに大小の改修を行っており、さらに、現在工事を実施していることから、江戸期から大きく形態が変わっていることが考えられ、現在の名主の滝公園の文化的な価値は不明でございます。</p> <p>文化財保護審議会の位置づけでございます。文化財保護審議会は、東京都北区文化財保護条例第23条に基づき設置されている教育委員会の附属機関でございます。教育委員会からの諮問に応じ、文化財の保護及び活用に関する重要事業を調査、審議し、教育委員会に答申するとなっております。</p> <p>文化財指定の流れでございます。文化財の指定につきましては、文化財保護条例では、北区において適当と認めたものを東京都北区文化財台帳に記載し、特に重要であるものを教育委員会が指定できるものとなっております。この台帳への記載ですが、対象となるものにつきまして、博物館等で調査を行い、その調査内容を検討し、文化財の登録が見込まれるものについて教育委員会に諮り、文化財保護審議会へ諮問いたします。諮問を受けた審議会は、調査内容を基に委員の知見や経験などから審議を行い、教育委員会へ答申いたします。</p> <p>審議会では、現地確認と調査内容を基とする審議を行うことから複数回にわたると想定され、追加の調査や検証などがあった場合、単年度での答申ができない場合がございます。その答申を受け、教育委員会で審議し、文化財として指定する流れとなっております。</p> <p>調査の方法でございます。文献の調査とともに現地の測量を実施し、絵図や写真などと現在の公園の構成や遺構を照らし合わせ、構築された年代などを推測し、文化的な価値を判断いたします。石組みの築造年度の検証などは、石材の組み方や産地などを調べることもあり、専門的な調査会社に委託する必要があります。</p> <p>現在行われています整備工事の概要でございます。現在、北区立公園として開園後50年が経過し、施設の老朽化や土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーン、イエローゾーンに指定されたこと、令和3年に倒木による民家への被害なども発生していること、岸町が地震に関する地域危険度判定調査で、危険度が非常に高い地域として指定されていることなどから、防災面、安全面の対策という観点からも工事を実施している一方、樹木や滝の石組みなどの保全や景観にもできる限り配慮し、閉鎖している名主の滝プールの跡地をはじめ、令和6年度から工事を進めております。</p> <p>昨年度から今年度で三平坂エリアの整備やプール跡地の解体などを実施しております。引き続き、次年度から9年度で児童遊園エリアの改修や斜面地の対策工事、見晴らしデッキの整備、令和10年度以降でプール跡地エリア、正門～男滝エリア、薬医門から正門エリアの整備を予定しております。</p> <p>なお、調査中に工事を休止するなどの法令等の規定はなく、調査については工事内容及びスケジュール等の調整が必要となります。</p> <p>私からの補足説明は以上となります。</p>

福田教育長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、各委員の皆様から質疑、また審査を行いたいと思います。</p> <p>まずは、委員の皆様から質問等がありましたら、よろしく願いいたします。高橋委員、お願いします。</p>
高橋委員	<p>教育委員の高橋勇市です。よろしくお願いします。</p> <p>名主の滝公園なんですけども、飛鳥山公園に次ぐ都内有数の公園だということを理解をしました。歴史的にも江戸後期から続く庭園だということも理解をしました。指定を受けるには、文化財としての調査が必要という理解でよろしいでしょうか。すみません。</p>
福田教育長	<p>お願いします。</p>
飛鳥山博物館長	<p>教育長、飛鳥山博物館長です。</p> <p>文化財の指定は、まず、調査を行い、文化財としての価値を判断するものです。文化財の価値を判断するには、公園の成り立ちや歴史、住民などとの関わりなどを検討し、その上で遺構の保全状態などを調べ、名勝または史跡として見えるかを検討が必要になります。</p> <p>名主の滝公園の歴史的な経緯などは存じておりますが、所有者が変わるごとに大小の改修を加えており、文化財としての価値は現在不明です。文化財としての価値を判断するためには調査が必要となります。</p> <p>以上です。</p>
福田教育長	<p>高橋委員、どうぞ。</p>
高橋委員	<p>ご丁寧な説明ありがとうございます。よく理解をしました。</p> <p>名主の滝公園はまとまった自然が残っており、古くからあった滝を江戸時代に庭園として整備した公園であることを理解をいたしました。その上で、樹木などを文化財に指定することは可能なのでしょうか。よろしくお願いします。</p>
飛鳥山博物館長	<p>教育長、飛鳥山博物館長です。</p>
福田教育長	<p>お願いします。</p>
飛鳥山博物館長	<p>動物、植物、鉱物などで学術上貴重なものは、天然記念物の扱いとなります。現在、区内にある天然記念物は、王子神社のイチョウの木で、樹齢600年といわれており、昭和14年に東京都の指定を受けております。名主の滝公園の樹木につきましては、明治、昭和と大規模な整備をしていることもあり、調査を行わなければ、天然記念物に該当するかどうかは不明でございます。</p> <p>以上でございます。</p>
福田教育長	<p>ありがとうございました。高橋委員、よろしいですか。ありがとうございます。</p> <p>では、ほかの委員の方々。宮川委員、お願いします。</p>
宮川委員	<p>宮川でございます。ただいまは、私も北区民ですので、特に何十年間もその名主の滝の周辺は毎日のように通り、また、公園もたくさん昔から行っておりました。</p> <p>もし、今回、この名主の滝の公園が文化財として指定された場合、その場合は何になるという、いろいろとホームページも調べてみましたが、いろいろと名勝であったり、史跡であったりという区分がございますので、その辺りについてお聞きしたいと思います。</p>
飛鳥山博物館長	<p>教育長、飛鳥山博物館長です。</p>

館長	
福田教育長	お願いします。
飛鳥山博物館長	<p>名主の滝公園におきましては、調査が実施されていないことから、文化財としての区分がまだ判明しておりません。東京都北区文化財保護条例におきましては、名勝または史跡ということになるかと思えます。</p> <p>現在、区の指定文化財で名勝はございません。区内では、旧古河庭園が国の名勝に指定されております。史跡につきましては、中里貝塚、西ヶ原一里塚が国の指定、西ヶ原貝塚は都の指定、区としましては、御殿前遺跡が指定を受けているところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
福田教育長	ありがとうございました。
宮川委員	ありがとうございます。もう一つよろしいでしょうか。
福田教育長	お願いします。
宮川委員	<p>続いて、今、ご説明、御丁寧にいただきました、名勝とか史跡についてでございますけれども、名勝とか史跡、一応、辞書とか、いろいろとインターネットでも、私も詳しく調べてみましたけれども、鑑賞上価値が高いとかいろいろ出てまいりますけど、一応、名勝とか史跡はどのようなものが指定されるのかを御説明いただければ幸いです。</p>
飛鳥山博物館長	教育長、飛鳥山博物館長です。
福田教育長	お願いします。
飛鳥山博物館長	<p>東京都北区文化財保護条例では、庭園、橋梁、その他名勝地で芸術上または鑑賞上価値の高いものを名勝とし、貝塚、古墳、城跡、旧宅、その他遺跡で歴史上または学術上価値の高いものを史跡というふうに定めております。</p> <p>以上でございます。</p>
福田教育長	ありがとうございます。よろしいですか。
宮川委員	ありがとうございます。
福田教育長	ほかの委員の方。川染委員、どうぞ。
川染委員	<p>川染です。よろしく申し上げます。</p> <p>ご丁寧なご説明いろいろありがとうございます。私も北区に住んで20年以上たちますけれども、改めて名主の滝公園のこれまでの歴史的経緯や、あと区民の皆様にこんなに愛されているんだなということは、大切な公園なんだなというのが分かりました。</p> <p>先ほどからお話の中に出てきている調査につきまして、ちょっと分からない点が何点かありますので、可能な範囲で教えていただきたいと思えます。調査というのは決めれば、例えば、すぐにできるものなのか、あと、どれくらいの期間、時間がかかるものなのか、どんな調査をするのかといった辺りをちょっとお聞かせいただければと思えます。</p>
飛鳥山博物館長	教育長、飛鳥山博物館長です。

福田教育長	<p>お願いします。</p>
飛鳥山博物館長	<p>まず、調査がすぐに入れるかというご質問でございます。本年度は、調査委託の予算措置をしておらず、令和9年度に調査委託をするためには、博物館の調査を完成させ、文化財指定の方向性を示す必要がございますが、現在、博物館では旧渋沢庭園の保存活用計画の策定や様々な文化財保護事業とともに、荒川下流改修工事従事者記念碑の北区指定有形文化財の登録に向けた作業をしており、早急な対応が難しい状況でございます。</p> <p>2点目、調査の期間でございます。調査に関しましては、博物館で行う事前調査で、おおむね1か月から2か月程度、その後、調査委託をしまして、文献等の資料や調査内容等にもよりますが、期間としては半年から1年ほどかかるのではないかと考えております。なお、その後、文化財保護審議会に審議いただいたとき、追加の調査や再検討などが求められる場合もございます。現在、文化財指定の審議をしている案件につきましては、事前調査より3年かかっている状況でございます。</p> <p>3点目のどのような調査をするのかという部分でございます。補足説明の部分でも一部触れさせていただきましたが、最初に博物館の学芸員により、文献や絵図、写真等で調査を行います。その後、調査会社に委託し、園内の遺構の構造や配置、樹木の配置、樹種などを測量するとともに、石組みの仕様などを調査し、改めて文献等と照らし合わせ、客観的な調査報告書を作成いたします。その報告書を基に、再度検討するというような形になります。</p> <p>以上でございます。</p>
福田教育長	<p>ありがとうございます。よろしいですか。ほかの委員の方々、よろしいですか。長谷川委員、お願いします。</p>
長谷川委員	<p>教育委員の長谷川でございます。私からは、少し別の視点からちよっとご質問をさせていただきます。</p> <p>まず、1点目ですけれども、環境や過去の事故に関する問題、それについてお聞きしたいと思います。令和3年に倒木事故というのが起こったようですが、これについて少しご説明いただけますでしょうか。</p>
飛鳥山博物館長	<p>教育長、飛鳥山博物館長です。</p>
福田教育長	<p>お願いします。</p>
飛鳥山博物館長	<p>令和3年の倒木事故でございます。公園の南側に生えておりましたスダジイ及びムクノキ、いずれも樹高が15メートル程度とかなり高い木ではあるんですが、老朽化により倒木ということになっております。隣接した家屋の屋根を破壊したものでございます。北区が原状復旧の費用を負担し、公園内の樹木調査を実施しております。</p> <p>以上でございます。</p>
長谷川委員	<p>ありがとうございます。もう一点いいですか。</p>
福田教育長	<p>どうぞ。</p>
長谷川委員	<p>今のような状況を踏まえて、今後、例えば、文化財に指定された場合、樹木の伐採などができなくなるのかどうか、あるいは、樹木の伐採というのは文化財の指定に影響を及ぼすのかどうかということについてお尋ねいたします。よろしくをお願いします。</p>
飛鳥山博物館長	<p>教育長、飛鳥山博物館長です。</p>

館長	
福田教育長	お願いします。
飛鳥山博物館長	<p>まず、樹木の伐採が文化財に指定された場合、できなくなるのかという御質問でございます。老朽化した樹木の伐採や近隣住民への支障となる樹木の剪定、安全対策に関しましては、現状変更などの手続をし、実施することができます。また、文化財の活用のための整備なども、協議の上、認められるところでございます。</p> <p>続きまして、2点目、樹木の伐採は文化財の指定に影響があるのかということでございます。調査の結果、文化財としての価値があると判断した場合、伐採の状況や今後の計画など、工事主管課のほうへ確認させていただきます。法令遵守や地域への安全対策などを超えた開発行為、こういったものを実施し、遺構の破壊などがある場合、改めて文化財の指定については検討することとなります。</p> <p>以上でございます。</p>
福田教育長	ありがとうございました。よろしいですか。
長谷川委員	ありがとうございました。
福田教育長	では、本間委員、お願いします。
本間委員	<p>これまでの御丁寧な説明、あるいは質問へのお答え、ありがとうございました。大変丁寧な請願を頂いているので、できるだけ私も長く北区に関わる者の一人として、前向きに捉えていきたいという思いはあるのですが、先ほどからお話を伺っておりますと、未調査のために文化財としての価値が不明というお話があったかと思えます。教育委員会から審議会へのほうには、一体、何を具体的に諮問すればよいのか、手続として教えていただけたらと思えます。</p>
飛鳥山博物館長	教育長、飛鳥山博物館長です。
福田教育長	お願いします。
飛鳥山博物館長	<p>本件でございますが、現在、未調査であり、歴史的な価値が分からないことでありますので、まず、諮問する内容がまだ明確になっておりません。従いまして、諮問するためには調査を実施し、文化財としての価値を検討した上で、改めて諮問するかどうかの御審議をいただくことになるかと思えます。</p> <p>以上でございます。</p>
福田教育長	ありがとうございます。続けて、どうぞお願いします。
本間委員	改めて確認ですけれども、諮問するためには教育委員会が審議する必要があると思えますけれども、現在は審議する内容そのものが固まっていないので、結果的に審議はできない、そういうような状況だというふうに捉えてよろしいのでしょうか。
飛鳥山博物館長	教育長、飛鳥山博物館長です。
福田教育長	お願いします。

飛鳥山博物館長	今、委員のおっしゃられた見解のとおりでございます。 以上でございます。
福田教育長	どうもありがとうございました。では、ほかに質問はよろしいですか。一応、出そろったでよろしいですか。 (質疑・意見なし)
福田教育長	ありがとうございました。 では、ほかにご質問、ご意見ないようですので、それでは、これから各委員から順に、本件請願に対するご意見を伺ってまいります。 それでは、先例により、任命順に各委員からの意見をお伺いいたしたいと思えます。理由、あと表明のほうをお願いします。 では、まず発言順ですけど、本間委員からお願いいたします。
本間委員	今、最終的に館長のほうからお話がありましたように、現在のところでは審議できないというところのお話をいただきましたので、残念ながら採択できる内容ではないというふうに捉えております。よろしくをお願いいたします。
福田教育長	ありがとうございました。続いて、長谷川委員、お願いいたします。
長谷川委員	よろしくをお願いいたします。私も名主の滝につきましては、事前にちょっといろいろ調べてみまして、歴史的価値等あるというのは十分理解をいたしました。しかしながら、先ほど来、意見が飛び交ってございましたように、例えば、名勝性、史跡、歴史、景観等、どの価値で文化財審議会に申請するのか、こういったことを判断するためにもやはり資料がちょっと不足しているというか、調査がさらに必要ではないかという感じを持ちました。 したがって、現段階では、文化審議会に申請する条件が不十分であるというふうに思われるというのが私の意見ですので、ちょっと残念ではありますけども、現段階では難しいんじゃないかというような意見を持っております。 以上でございます。
福田教育長	不採択。
長谷川委員	不採択ということですね、現段階では。
福田教育長	ありがとうございました。続きまして、宮川委員、お願いします。
宮川委員	宮川でございます。今回の請願をしていただいた方々も大変長い期間、いろいろと地域住民という立場でも、いろいろな方面から考えをお持ちで調べていらっしゃると思うんですが、やはりここに来て文化財となりますと、まだまだ審議する内容が不十分ではないかというふうに思っております。資料がもっと揃いまして、そういう段階になりましたら、スタートに立てるのではないかなという、私自身はそういうふうに考えております。 したがって、今回のことは採択できる内容ではないので、不採択ということで申し上げます。
福田教育長	ありがとうございました。では、続いて、川染委員、お願いします。
川染委員	川染です。私も改めて区民にとって大切な公園であるということの再認識をさせていただきました。今回、文化財審議会へ諮るということについては、調査がやはりしないと分からないということもありまして、現時点ではやはりちょっと諮ることは難しいかなというふ

福田教育長	<p>うに至っております。</p> <p>ということで、不採択ということでしたと思います。よろしくお願いします。</p> <p>ありがとうございました。では最後に、高橋委員、お願いします。</p>
高橋委員	<p>教育委員の高橋勇市です。私は長谷川委員と一緒に、資料不足のため、今回は文化財に指定するに至らないかなと判断をいたしました。私としては、安全、安心できる公園を目指していただきたいなと思っております。よろしくお願いします。</p>
福田教育長	<p>各委員の皆様、ありがとうございました。</p> <p>では最後に、私、教育長、福田からです。</p> <p>皆様のそれぞれの質問、また、最後の意見を聞きまして、名主の滝公園は非常に価値あるものだというふうに十分認識しております。ただ、令和3年に倒木による実被害があったり、ハザードマップのイエローゾーンというところで、今年度から40度以上は酷暑とか、区内でも、今、倒木がある中で、まさに都市型のゲリラ豪雨がこれから線状降水帯等も考えられると思うと、やはり今は住民の、今、高橋委員が言われたような安心、安全、やはり調査にかかるどうしても今の進捗が滞るんじゃないかなと思いますので、そのような意見から、私も不採択と考えております。</p> <p>皆さん、御意見ありがとうございました。では、意見よろしいですか。</p> <p>それでは、意見をまとめますと、各委員とも不採択で一致しておりますので、本請願については不採択としたいと思いますが、御異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
福田教育長	<p>ありがとうございます。それでは、異議ないと認め、請願第1号については不採択とすることと決定いたします。</p> <p>続いて、日程第2、第27号議案、「会計年度任用講師の任用等に関する規則の一部を改正する規則」です。</p> <p>それでは、教育指導課長から説明をお願いいたします。</p>
教育指導課長	<p>教育長、教育指導課長でございます。</p> <p>では、日程第2、第27号議案、「会計年度任用講師の任用等に関する規則の一部を改正する規則」について説明いたします。</p> <p>議案1ページ、説明欄をご覧ください。</p> <p>今回の改正は、会計年度任用講師の任用について、公募によらない再度の任用の上限回数を撤廃するための改正となります。</p> <p>令和6年度より、国の非常勤公務員について、公募によらない再度の任用の上限回数が撤廃されました。このことに伴う区の動向を踏まえ、北区においても上限回数を撤廃するものです。</p> <p>狙いとしては、近年の人手不足を踏まえての人材確保措置でございます。一方、今回の上限回数の撤廃により、身分が固定化され、雇用の流動性が確保できなくなるおそれが生じることから、年齢が65歳を超える者については、必ず公募を実施した上で任用するという運用を行い、組織の新陳代謝を図る予定です。なお、今回の改正については、区長部局と足並みをそろえて行ってまいります。</p> <p>では、改正箇所について詳細をご説明申し上げます。</p> <p>議案2ページ、新旧対照表を御覧ください。</p> <p>先ほど説明したとおり、再度任用の上限を定めていた第3条第5項を削除し、それに併せて文言を整理しております。</p> <p>議案1ページにお戻りください。付則についてです。</p> <p>付則第1項、施行期日は、令和9年4月1日からとします。</p>

	<p>付則第2項、今回の改正に係る準備行為については、施行期日前からできるものとしております。</p> <p>以上、説明させていただきました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
福田教育長	<p>ありがとうございました。では、本件についてのご質疑またはご意見はございますか。本間委員、お願いします。</p>
本間委員	<p>言わずもがなのような確認で大変恐縮なんですけれども、この新陳代謝ということがございましたが、かつては、ある程度の回数を設けることでその方の身分保障というか、会計年度と言えども、ある程度の回数までは継続するというのが、暗黙の了解のような部分もあったかというふうに思います。</p> <p>何が言いたいかといいますと、ぜひ経験のある方には継続していただきたいと思う反面、評価をかつてしたものとしては、中には、継続がなかなか難しい、けれども、その方の身分保障という点から次年度もというようなところが見られることがなかったとは言い難いと思うんですね。</p> <p>その辺りのことについて、継続していただきたい一方、ある程度評価したことについては、ある程度というか、きちっと評価したことについては生かされていくのだという辺りの確認をしておきたいと思います。</p>
教育指導課長	<p>教育長、教育指導課長です。</p>
福田教育長	<p>お願いします。</p>
教育指導課長	<p>公募をしていく形を取りますので、その部分は適宜確認をしながら進めることになるかと思えます。</p>
本間委員	<p>適切な任用でどうぞよろしくお願いいたします。</p>
福田教育長	<p>ほかの委員から、ご質疑、ご意見はございますか。長谷川委員、お願いします。</p>
長谷川委員	<p>すみません、一つご教示ください。この4ページ、一番最後の行のところの第4項第2号の規定による能力の実証の結果が良好であることであるんですけども、この規定されている能力の実証っていうのは具体的にはどんなことになりますか。ごめんなさい。すみません、お願いします。</p>
教育指導課長	<p>教育指導課長です。</p>
福田教育長	<p>お願いします。</p>
教育指導課長	<p>当然ですけども、勤務態度とか実績等々も勤務の評定等にも入れさせていただいているところですよ。</p> <p>以上です。</p>
福田教育長	<p>よろしいですか。ほかの委員の方からはよろしいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
福田教育長	<p>では、特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することにご異</p>

	<p>議はございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
福田教育長	<p>ありがとうございます。ご異議ないと認め、第27号議案については原案どおり承認することといたします。</p> <p>続いて、日程第3、第28号議案、「教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取に対する回答について（令和八年第二回東京都北区議会定例会）（条例関係）です。それでは、学校支援課長から説明をお願いします。</p>
学校支援課長	<p>教育長、学校支援課長です。</p>
福田教育長	<p>お願いします。</p>
学校支援課長	<p>私から、第28号議案について説明させていただきます。</p> <p>28号議案の3ページの説明欄を御覧ください。</p> <p>こちらは、令和八年第二回北区議会定例会に提出される条例改正案につきまして、区長から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく意見聴取がありましたので、これに教育委員会として異議がない旨を回答するため、本案を提出するものでございます。</p> <p>今回、改正が予定されている条例は、記書きにございます2つの条例です。順を追って御説明申し上げます。</p> <p>まず、議案の5ページからですが、「東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。</p> <p>15ページまでお進みいただきまして、説明欄を御覧ください。</p> <p>本件は、個人番号、いわゆるマイナンバーの利用に係る事務及び利用等を行う特定個人情報の追加を行うため、条例改正をさせていただくものでございます。</p> <p>記載はございませんけれども、少しご説明させていただければと思いますが、個人番号は法律に規定されている事務で利用することができるほか、条例に定めることで、自治体が独自に個人番号を利用できる事務等を追加することができ、今回改正する条例は、その目的で改正するものです。</p> <p>また、改正の経緯をご説明させていただきますと、現在、各自治体において運用している業務システムにつきましては、自治体ごとにその仕様が異なるといったことで、様々な課題が生じているとされておりまして、このことを踏まえまして、地方公共団体に対し、標準化基準に適合した情報システムの利用を義務づける標準化法が制定されまして、該当の事務につきまして、標準準拠システムへの移行を図っているところでございます。</p> <p>今般、システムの標準化に伴いまして、住民基本台帳に登録されていない方、これを住登外者と呼ぶんですが、この住登外者の氏名や住所といった情報の登録管理を新たに設けられる住登外者宛名番号管理機能により、行うこととなりました。</p> <p>そして、この住登外者宛名番号管理機能につきましては、独自利用事務等として条例で規定する必要があるとの見解がデジタル庁から示されたため、今回の改正を行いまして、マイナンバーに関する事務を条例上規定するものでございます。</p> <p>長くなりましたが、議案に戻りまして、16ページの新旧対照表を御覧ください。</p> <p>改正箇所幾つかございますけれども、教育委員会に関する事務につきましては、別表第1の一番後ろ、17ページに入るところですけれども、そちらの16番目として、住登外者宛名番号管理機能事務が加わっております。</p> <p>詳細は教育委員会規則に委ねられておりますので、後日の教育委員会にて、改めて規則改正についてお諮りいたします。</p> <p>続きまして、議案28ページに飛んでいただきまして、別表第3の3から5の事務につい</p>

	<p>て、同様の改正をしているところでございます。</p> <p>恐れ入ります。議案14ページに戻りまして、付則となります。</p> <p>この条例は、令和8年7月21日より施行いたします。併せて、関連条例の規定整備も付則により行ってございます。</p> <p>続きまして、2つ目の条例、議案30ページを御覧ください。</p> <p>「東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。</p> <p>32ページの説明欄をご覧ください。</p> <p>学校医等の公務災害補償に係る補償基礎額の改定を行うため、条例の改正を行うものでございます。このたび、基準としている東京都の職員の給与に関する条例の改正がありましたので、これに併せて北区の条例も改正するものでございます。</p> <p>議案34ページ、新旧対照表を御覧ください。</p> <p>別表にお示しのとおり、経験年数に応じて200円から1,000円程度引き上げられてございます。</p> <p>議案31ページに、恐れ入ります、お戻りいただきまして、付則となります。</p> <p>付則第1項施行期日です。本条例は、公布の日から施工し、令和8年4月1日にそれぞれ遡って適用させます。</p> <p>次の32ページ、付則第2項1項ですけれども、支給事由の発生時点に係る適用及び支給済みのものに関する調整の経過措置に関する規定でございます。</p> <p>なお、補足ですけれども、近年において、学校医等の公務災害の支給実績はございません。</p> <p>以上、2つの条例改正につきまして、区長からの意見聴取がございましたので、御審議のほどよろしく願いいたします。</p>
福田教育長	<p>ありがとうございました。2つの議案があったと思いますけれども、まず最初に、第50号議案についての御質問、御意見等はございますか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
福田教育長	<p>じゃあ、もう一つの51号議案の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師のほうの条例についてはございますか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
福田教育長	<p>では、特に反対意見、またご質問もないようですので、本件については原案どおり承認することにご異議はございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
福田教育長	<p>ありがとうございます。では、ご異議ないと認め、第28号議案については原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>続いて、日程第4、第29号議案、「教育に関する事務についての議案作成に係る意見聴取に対する回答について」、同じく（令和八年第二回東京都北区議会定例会）（予算関係）です。</p> <p>それでは、教育政策課長から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>教育長、教育政策課長です。</p>
福田教育長	<p>お願いします。</p>

教育政策課
長

それでは、第29号議案です。

3ページまで、恐れ入ります、お進みをいただきます。3ページです。

中央の列お示しの令和八年度東京都北区一般会計補正予算（第一号）につきまして、説明欄のとおり、区長から、教育委員会に対して意見を求められていることに対しまして、教育委員会として区長宛て「異議がない」旨回答するに当たって、御審議をお願いするものでございます。

恐れ入ります。6ページまでお進みをいただきます。

6ページ、第1表、歳入歳出予算補正です。

初めに上段、歳入、上の表です。縦の列、右から2列目、補正額の欄、一番下の歳入の合計1億6,100万円の増額をお願いするものでございます。

下が歳出でございます、中段、歳出。同様に右端から2列目、補正額の欄、一番下の歳出合計で1億9,205万8,000円の増額をお願いするものでございます。内訳は後ほどご説明いたします。

同じページの下段でございます。第2表、債務負担行為補正でございます。予算は単一の年度で完結することが原則でございますが、1つの事業、あるいは事務が単年度で終了せず、後の年度においても負担、支出しなければならない場合におきましては、あらかじめ後の年度の債務を約束することを予算で決めておくということになってございます。これを債務負担行為といいます。

表お示しのとおり、1の変更でございますけれども、堀船中学校のグラウンド整備工事に係るものでございます。後ほど説明いたします。

次のページからは、参考資料として、歳入歳出予算の内訳をお示ししてございます。

初めに下段の表、歳出から御説明をいたします。こちらの表の中、上から2行目です。第1項教育総務費、（1）都の北学園建設費でございます。工期の延伸による工事管理などの委託料の増額とともに、地中障害物の撤去費用に係る経費が必要なため、計上するものでございます。

その3行下に参ります。小学校費の（10）学校運営費でございます。こちら、谷端小学校の卒業生である地元の方から、谷端小学校のために活用してほしいという現金100万円の寄附の申出がございまして、これにより図書室用の図書などの消耗品を購入するため、計上するものでございます。

その3行下でございます。中学校費、（1）学校改築事業費でございます。堀船中学校のグラウンド整備工事に係る人工芝の単価が上がってございます。それから、地中障害物の撤去、処分、こういったものの費用のため、計上するものでございます。

一番下の行でございます。社会教育費、（10）文化財保護活用事業費でございます。こちらは、滝野川3丁目でございます、四本木稲荷神社、この神社がある場所でございますが、かつては陸軍の工場、軍事工場でございます、こちらの滝野川工場がございました。

この神社の石像物などには、旧陸軍工場の刻字が確認できるなど、滝の歴史を物語る文化的な価値がございまして、同神社から北区へ譲渡されることとなっております。この秋に境内の解体工事が計画されてございます。そのため、8月末までに保全すべき資料の移設を行う必要があるということから、急遽、測量、移設の委託経費を計上するものでございます。

なお、今後、移設の場所については、区立の公園、こちら移設することを検討してございます。移設に向けまして、現在、協議中ということでございまして、今年度は仮置きをするという予定となっております。

次のページでございます。こちらが債務負担行為の内訳となっております。第3項中学校費、（1）学校改築事業費でございます。先ほど触れましたとおり、堀船中学校のグラウンドの整備工事に伴いまして、説明欄記載のとおり、工事費を増加する必要が生じたことから、債務負担行為の追加を行うというものでございます。

恐れ入ります。前のページにお戻りをいただきまして、一番上でございます。歳入お示ししてございます。恐れ入ります。歳入につきましては、お示しのとおりとさせていただきます。

説明は以上とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

福田教育長	<p>詳細な説明ありがとうございました。では、本件についてご質疑、ご意見はございますか。本間委員、お願いします。</p>
本間委員	<p>どの項目にということではないんですけども、今も都の北学園の延伸の話がちょっと触れられていたんですけども、今年度、昨年度もそうでしたけども、様々な公的な工事のところの不調が、この今の現状の中で起きていると思うんですけど、北区では、当然ながら、まずは北区内の業者さんを優先的に当てて、そこでどうしても不調が続いた場合には、他区にも声をかけるというような流れなのかというふうに、私自身は受け止めております。</p> <p>北区の業者さんを尊重することは当然だと思うのですが、今、様々な資材高騰、あるいは人件費等の高騰の中で、その辺りの扱いというのは、具体的にはどのような流れで収まっていくものなのか、教えていただきたいと思います。</p>
学校改築施設管理課長	<p>教育長、学校改築施設管理課長です。</p>
福田教育長	<p>お願いします。</p>
学校改築施設管理課長	<p>委員おっしゃるとおり、やはり今、公共工事が供給過多になっていますので、不調というのはいろんな学校で起きている状況がございますが、契約の関係上、区内業者から始めていくというのは、これは、自治体というところの観点で必要になってきますが、この辺の対策を講じていくためには、業者への事前のヒアリングですかね、技術者がいないという状況が非常に大きい問題かなというふうに捉えておりますので、こういった公共工事がこのタイミングであります、時期が少しずれば、じゃあ、できるのかといったところ、そういったところをちょっと意見交換しながら進めていくという必要があるかなというふうに認識しております。</p> <p>以上です。</p>
福田教育長	<p>ありがとうございます。よろしいですか。</p>
本間委員	<p>すみません。意見交換等々、なかなか具体的なところをこういった公の場でお話することというのは難しいかというふうに思うんですけども、私どもも不調というふうに聞いたりなんかしたときに、やはり現場のことを考えると、どうしてなのかなという辺りがまず浮かびますので、今後、可能な範囲でまた情報提供いただけると大変ありがたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。</p>
教育振興部長	<p>教育振興部長。</p>
福田教育長	<p>お願いします。</p>
教育振興部長	<p>補足をさせていただきます。基本的に区教委だけではなく、区全体として入札の不調が重なっていて、区として、その点については大変重く受け止めています。今、所管課長から話のあったとおり、できるだけ早く情報提供すること、それ自体は受託者が望んでいることなので、区としてもそこは積極的に情報開示をしていく。</p> <p>あとは、細かい話になってしまうんですけども、小さい会社さんだけ、1社だけが受けるという形ではなくて、JVという形で、2社が団体で入ってくるような工事というのは建築の工事の中でたくさんあるんですけども、その構成の要素を間口を広げる対策なども取らせていただいているというのが現状です。</p> <p>また、入札については、皆様ご承知のとおり、おおむね3回ぐらいのやり直しをしている</p>

	<p>のが北区としてのやり方なんですけれども、1回目から2回目に切り替えるに当たって、例えば、予算の増額のほかに入札の参加資格の条件の緩和、こうしたものも区としては行っているところです。</p> <p>最近の中東情勢の関係もあるので、この辺りについては、インフレスライドといって価格を切り替えていくような話とか、そういったものも、先般、契約所管のほうから話もありましたので、区としては重く受け止めながら、教育委員会としても、そこは連動して対応しているというところなんですけれども、我々、保護者の方から強く、現場からも強くお叱りをいただいているところでございますので、その辺りについては、我々管理職も現場に入って、必要に応じてしっかりご説明をしていく必要があるだろうと、このように考えてございます。</p> <p>以上です。</p>
福田教育長	<p>ありがとうございます。よろしいですか。ほかの委員の方から、御質疑、御意見はよろしいですか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
福田教育長	<p>それでは、特に反対意見はないようですので、本件については原案どおり承認することに御異議はございませんでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
福田教育長	<p>ありがとうございます。ご異議ないと認め、第29号議案については原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>以上で、本日の日程は全て終了いたしました。</p> <p>これもちまして、令和8年第5回教育委員会臨時会を閉会いたします。</p>